

近世盛岡城下外の新津志田町における 遊廓の変遷過程

中 藤 淳

- I. 問題の所在と方法
- II. 盛岡城下内部の遊廓の形成
- III. 津志田町への第一次遊廓移転とその衰退
- IV. 新津志田町の成立過程
- V. 新津志田町の衰退過程
- VI. 結 語

I. 問題の所在と方法

城下町、宿場町、港町、門前町などの近世都市には、一般に都市の周辺部に「遊廓」が形成されていた。厳密には、幕府が公認していた遊女屋のみを「遊廓」と称し、それ以外の非公認の遊女屋が集まった地区では、茶屋町や飯盛旅籠屋として営業を認められていたものの、大規模になれば一般に「遊廓」とみなされていた¹⁾。

遊廓の存在は、近世都市の内部構造をみる上において無視できない重要な存在である。江戸時代の代表的な遊廓であった吉原を例にみても、そのことがいえる²⁾。遊廓はその性格上、立地にはとくに注意が払われており、常に市街の周辺部に形成された。元吉原から新吉原への移転は、常に遊廓を市外に立地させるための施策であり、江戸市街部の拡大を示している。幕府はまた、遊廓に対して別の役割を期待していた。すなわち、犯罪人が遊廓に身を隠す例が多いことから、遊廓を1カ所に集めることによって犯人逮捕を容易にすることを狙った。また吉原は、当初は繁栄したが、後には衰微している。これは、

吉原が市中から遠すぎたこと、伝統を重んじすぎ、また費用が高額であることなどが原因で、かわりに市中に隠れ遊女屋が横行したためである。こうした遊廓の盛衰は、江戸時代中期から幕末にかけて全国的にみられ、都市内部の状況をよく反映している。

このように、遊廓の成立・衰退等の過程を明確にすることは、近世都市研究においても重要な課題である。

さて、遊廓に対する地理学、特に歴史地理学的研究は極めて少なく、皆無といってよい。遊廓に関する史料はとくに文化史的なものが多い。井原西鶴の浮世草紙や近松門左衛門の浄瑠璃などの文学作品や、浮世絵・屏風絵などの絵画では、遊廓は格好の題材となっている。天保の頃には「諸国遊所見立角力」という全国の遊廓番付が料金も示して刊行され³⁾、また、全国の遊廓案内書に相当するものが出され⁴⁾、当時の庶民の遊廓に対する関心の強さをうかがわせる。こうした状況では、各遊廓の事例紹介は民俗学的な研究が中心となりやすく、遊廓に近い存在であった旅籠屋や茶屋の成立・発展に関する研究も若干あらわれている⁵⁾。しかし、歴史地理学的な遊廓の立地論的研究は、遊廓に関連する史料の不足もあって、従来あまりなされていない。

遊廓の成立や発展に直接関係する史料が少ないなかで、盛岡市中央公民館には「津志田遊廓文書」が保存されている。津志田は、盛岡城下から南方へ約4kmほど離れたところに存在した町村であり、城下に存在した遊女屋が幕末に2回ほど移転されてい

る⁶⁾。この2回目の移転及び廃止に関連した文書が絵図と共に残っており、貴重な史料といえる。

本研究では、この「津志田遊廓文書」の分析を中心に、残存する5枚の絵図と岩手地方法務局に保管されている最も古い地籍図⁷⁾をもとに、復元作業を行い、第二次の遊廓である新津志田町⁸⁾の成立から廃止に至る過程を明らかにする。

II. 盛岡城下内部の遊廓の形成

盛岡は、南部藩20万石(1804年までは10万石)の城下町であるが、南部家とは元来、現在より北方の糠部郡^{ぬかのぶ}が本拠地であった。天正18(1590)年に南部信直が秀吉より志和・岩手・鹿角・糠部・和賀・稗貫^{ひえ}・閉伊^{ひい}の7郡を給与され、南方に領地が拡大したのにもなって、現在の盛岡にあたる不来方^{こずかた}の地に築城した。幕府による築城許可は慶長3(1598)年で、完成は35年後の寛永10(1633)年であった⁹⁾。城下の町並みも次第に整備され、慶安4(1651)年には23の町人地が出来ている¹⁰⁾。

盛岡城下において遊廓として有名になった八幡丁は、この時期にはまだ存在していなかった。城下の東の端に盛岡城下の総鎮守として八幡宮が建設され、完成したのは延宝9(1681)年であるが、社前の水田を埋め立てて参道がつくれ、八幡町と命名(後に八幡丁¹¹⁾)、町屋が立てられたのが起源である。その後、門前町として宝永年間(1704~1710)までには、茶屋などの飲食店を中心とした歓楽街になったとされる¹²⁾。このような状況の中で、隠し遊女屋が自然発生的に出現したと考えられる¹³⁾。この八幡丁の遊女屋街は公認ではなく、あくまでも藩の黙認という形で繁栄していた¹⁴⁾。

III. 津志田町への第一次遊廓移転とその衰退

八幡丁その他城下の遊女屋が移転したのは、盛岡

城下から南へ約4kmにある津志田町である(図1)。第一次の移転は文化7(1810)年から文政8(1825)年の約15年間、第二次の移転は嘉永3(1850)年(実質は翌4年)から安政4(1857)年(廃止令は安政元年)の約7年間である。

移転先である場所は、紫波郡向中野通津志田村に属し、古くは津軽町と呼ばれていた。これは天正年間に津軽地方の人々が盛岡城下開設と同時に移住し、南部氏がこの地に住ませたことに由来する地名といわれており¹⁵⁾、町割は城下の町人地とほぼ同時期に行われた。19世紀初頭には、この津軽町を津志田村が併合して津志田町になった¹⁶⁾。

盛岡城下の遊廓の移動は、城下における隠し遊女屋の増加にともなう風紀の改善と、津志田町周辺の振興が主な要因である。盗賊目付浪民金右衛門を統領として、遊女屋、芸子、踊子などの一斉取締りにより13人が津志田町へ移転した。その後、津志田遊廓は盛んになり、遊女屋も40軒以上になり、他にも宿屋、芸者屋、駕籠屋、検番、萬屋などが出来た。

遊女屋の数は、1軒4~5人から10人くらいだったらしく、1軒当たり5人と仮定すると、200人以上、少なくとも百数十人は確実にいたと考えられる¹⁷⁾。遊女たちは大国社などへ扁額などを奉納していたが、それらには名前と出身地が書かれている。それによると、宮古嶽ヶ崎をはじめ、釜石、八戸など諸国から入って来た遊女も多い¹⁸⁾。

当時の具体的な様相がわかる絵図などは、現在発見されていないが、幕末の元治2(1865)年3月に間数改めのための絵図面¹⁹⁾が差し出されており、これをもとに地籍図と照合、復元したのが図2である。

盛岡城下へ通ずる奥州街道の両側約170間(約335m)に町割がなされており、間口は5間(9.85m)前後のものが多く、広いところでは東側の右右衛門が21間3尺9寸5分(約42.5m)である。間口の平均は7~8間(15m前後)となり、東側の平均間口の方が若干広い。奥行は南東の一部を除いてすべて21

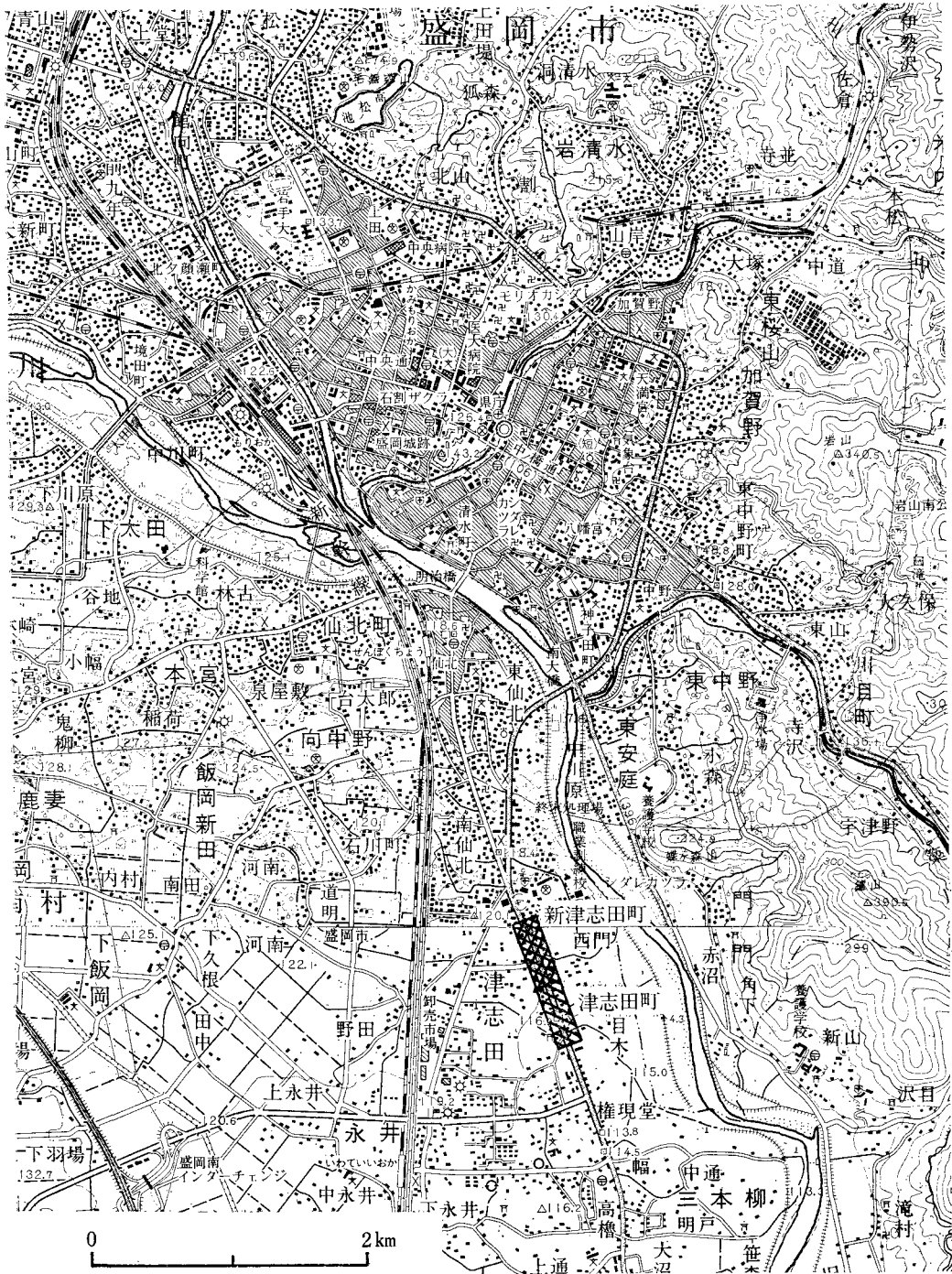


図1 研究対象地域
 (国土地理院発行5万分の1地形図「盛岡」「日詰」より)

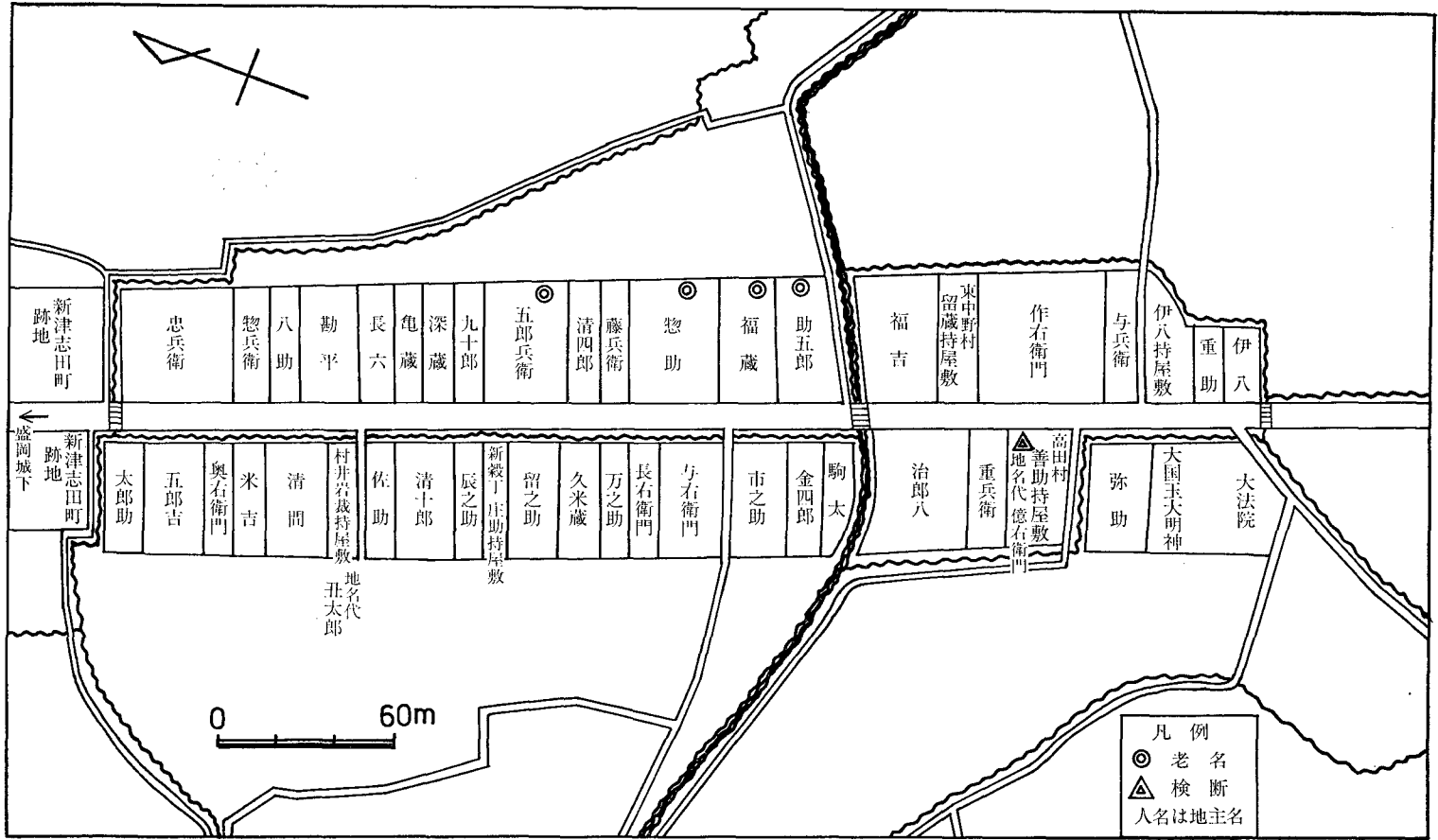


図2 幕末における津志田町(元治2(1865)年3月)
「向中野通津志田町絵図」(盛岡中央公民館所蔵)により作図。

間で、計画的な町割であった。町の中央南寄りの鹿妻穴堰は南部氏の南下とともにつくられ、この付近一帯の水田開発に大きく貢献したものである²⁰⁾。また、この町の鎮守として大国社が、町の南西端に開かれた。村役人は、絵図面の署名に基づけば、検断²¹⁾に億右衛門、老名^{おとな}²²⁾に助五郎、福藏、惣助、五郎兵衛で、それぞれ間口が広く、町内の有力者であったことがわかる。

津志田町は、遊廓設置の9年後の文政2(1819)年1月28日には、町奉行の支配下に編入された²³⁾。津志田町は城下からかなり離れているとはいえ、町奉行支配下に編入されたことによって、城下28町に続く29番目の町人地になった。これは同町が他の町人地と対等の地位を得たことを意味している。

この時期が津志田遊廓の最盛期であったと考えられるが、翌年あたりからはやくも衰退の徴候が現われ始める。すなわち、1年半後の文政3(1820)年10月9日には、同町は再び代官支配に戻されている²⁴⁾。

そして文政6(1823)年には、藩より差支の儀があるという理由で女郎屋撤去の御沙汰が出され、7月より取り壊しが始まり、8月18日には茶屋女ども引き揚げの御沙汰が出された²⁵⁾。

遊廓廃止の要因としては諸説があげられている。藤沢巳好は、津志田遊廓を公認した藩主南部利敬が文政3(1820)年6月に37歳の若さで亡くなり、かつ藩財政が苦しかった点、寛政～文化期(1790～1805)にはロシア船が北海道に出没し、南部藩も出兵を命じられるなどの幕府の政策の影響、そして遊廓の風紀上の乱れ、不良・やくざ・ならず者などの取締まり対策、などをあげている²⁶⁾。また佐藤勝郎は、遊里の乱れと同時に城下の衰退をあげており、遊廓が経済的振興の誘因である点に注目している²⁷⁾。

引き上げは一斉には行われず、なかなか引き上げない者もいたらしいが、文政9(1826)年11月までには、一部が平屋に直して商売を続ける他は完全に撤去され、津志田遊廓は17年で元の農地にかえった。

しかし、人心の荒廃はなかなか改まらなかったようで、文政9(1826)年11月の完全撤収時に「津志田村・津志田町誓紙義定書」が作成され、厳しい規律によって人々の気持ちを引きしめ直そうとした²⁸⁾。

IV. 新津志田町の成立過程

第一次の津志田遊廓が撤去されてから24年後の嘉永3(1850)年に、津志田町の城下寄りの地へ家作住居したい希望者を募る次のような御沙汰が出された。

覚

一、 惣丁検断
向中野通御代官所之内、津志田町統手前之方両側江家作住居支度者有之候ハバ、地所御吟味之上被下置町並被仰付候之間、望之者願出可申旨御沙汰被致候。

右之通被仰出候此旨御断申候以上。

十一月十八日 □□隣

□□善左エ門²⁹⁾

この史料は年代不詳であるが、他の史料との関係や内容からみて嘉永3(1850)年のものと推定される。この後にも同年12月³⁰⁾、翌嘉永4年1月³¹⁾および2月³²⁾の合計3回にわたって、家作住居の希望者が伺いを提出している。

このうち4度目の願い出には、津志田町の者に関して次のように記載されている。

(前略) 尤、津志田町之者ども之儀者、同所両側ニ而所持被有候御高之目江家作支度旨、別絵図面相添願上候ニ付、(後略)³³⁾

これによれば、津志田町出者の者は、すべて各自が所有している土地へ家作を希望しており、津志田町と新たな町並みとの間も町並みにしようとしたと考えられる。

以上のようにして、津志田町の北側に新たに町割がなされたが、その状況を表1にまとめた。

幸いなことに、新津志田町の町割以前の状況を示

表1 新津志田町住居願出者数

願出年月日	嘉永 3年 (1850) 12月 17日	嘉永 3年 (1850) 12月 24日	嘉永 4年 (1851) 1月 29日	嘉永 4年 (1851) 2月 26日	計
出身町名					
三戸丁	—	4	—	—	4
生姜丁	—	—	—	1	1
八幡丁	6	—	1	3	10
十三日町	—	1	1	—	2
馬丁	—	3	—	—	3
穀丁	—	1	—	—	1
蛇屋丁	—	—	1	1	2
仙北町	2	1	1	1	5
津志田町	—	—	—	10	10
合計	8	10	4	16	38

「御勘定奉行 伺書（嘉永3年12月17日）」、「御勘定奉行 伺書（嘉永3年12月24日）」、「御勘定奉行 伺書（嘉永4年正月29日）」、「御勘定奉行 伺書（嘉永4年2月26日）」（盛岡中央公民館所蔵）により作成。

す史料が存在する。嘉永4（1851）年4月に書かれた「向中野通津志田町際ノ北之方徳左衛門与申処迄街道左右御高吟味書上帳」（以下「御高吟味書上帳」と略す。盛岡中央公民館所蔵）と、同時期に書かれたと考えられる「向中野見前通津志田村三本柳村之内津志田町際ノ徳左衛門与申処迄絵図面書上」（盛岡中央公民館所蔵）である。「御高吟味書上帳」の最後には、次のように書かれている。

右之通津志田町統北之方御町並被仰出候付右御町際ノ徳左衛門与申処迄街道左右御高老軒地限吟味絵図面相添奉書上候様、御沙汰ニ付、私共立合落地ニ重地無之様、吟味奉書上候以上。

嘉永四年

四月（後略）

津志田町の北続き地が町並みとなるので、その前につぶされる田畑を吟味書上げ、絵図面を添えて提出するよう御沙汰があったことがわかる。家作住居希望者はその前に募集しているが、実際に家作が開始されたのはこの4月以降であると考えられる。そこで、町並みがつくられる前の状況を書上絵図面と

地籍図をもとに復原を行ったのが図3である。

津志田町の北側、奥州街道の両側に16の地割があり、14人が所有している。ここでは地主番号③及び⑬～⑯が三本柳村に属し、他はすべて津志田村である。中央部を東西に太い用水が通っており、その付近が中田、南北のはずれに下田、中畑、下畑がみられる。南東部の①、②はやや幅が広く、絵図³⁴⁾をみるとここに建家、小屋などが7軒、それに生垣があったことがわかる。⑭は地主が理右衛門から半助に変更されている³⁵⁾。

一方、「御高吟味書上帳」をみると、これと一致する。たとえば、①の又三郎のところでは、以下のような記述がみられる。

老東側

津志田永口道添田沢

本高三石五斗四升

・畑高三斗貳升七合 又三郎

内

・三斗壹升五合 中畑

長 貳拾八間壹尺

御町地面 幅 拾四間四尺

・老升貳合 中畑

長 貳拾八間壹尺

新道代 幅 三尺

このように、新たに町並みや道になる地所ごとに畑高や田高を書き、寸法も書かれている³⁶⁾。他の地所では地主の所在場所も書かれており、それによると城下の肴町（丁）が6人と多く、他は仙北丁が2人、三日町（丁）が2人となっている。

以上が、第二次の新津志田町が形成される以前の状況である。新津志田町設立当初の町割を示すと思われる絵図面³⁷⁾から、その後の絵図面³⁸⁾なども参考にして創設当時の町割を復原したのが図4である。

まず気がつく点は、奥州街道から出ている枝道や用水路が付け変えられていることで、これは町割のための措置と考えられる。町並みは南東部を除いて

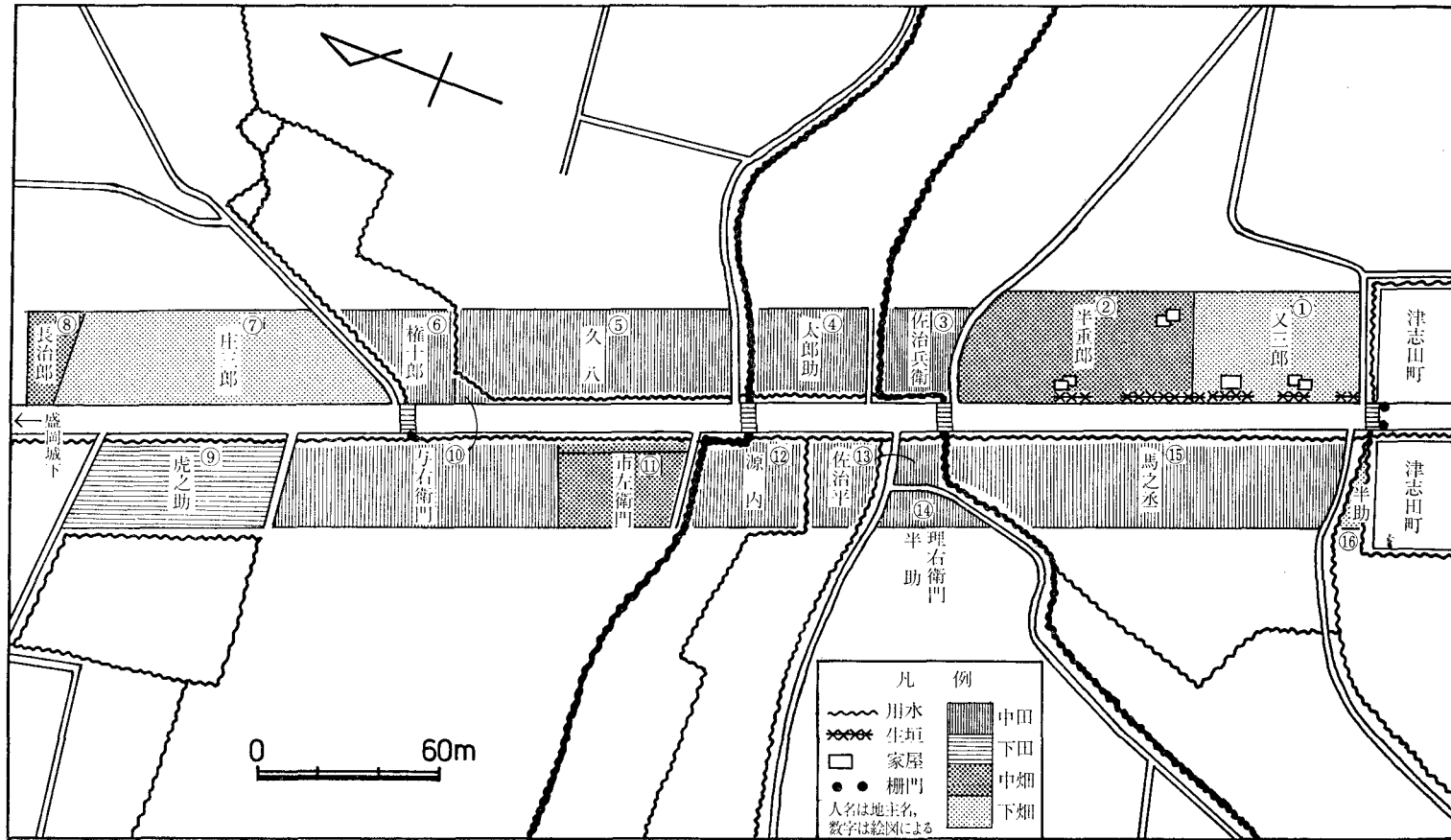


図3 新津志田町設立以前の状況（嘉永3（1850）年）

「三本柳村・津志田町迄絵図面書上（嘉永4年4月）」（盛岡中央公民館所蔵）により作図。

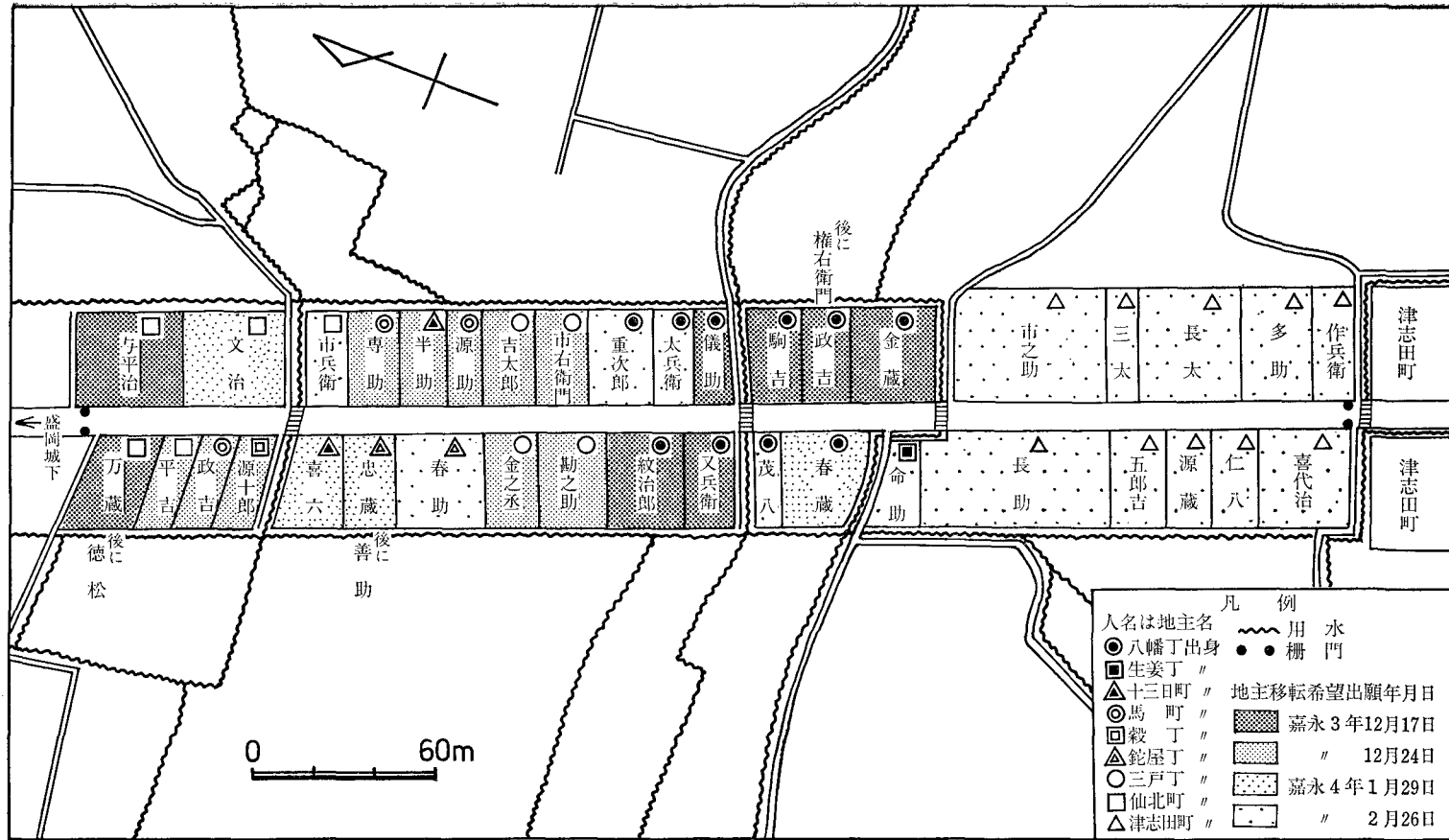


図4 創設当時の新津志田町（嘉永4（1851）年）

「新津志田町絵図面（安政4年2月）」、「新津志田町絵図面（嘉永4年，推定）」（盛岡中央公民館所蔵）により作図。

表2 新津志田町町割間口規模
嘉永4(1851)年当時

出身町名	間口(間)				計
	～5	6～8	9～11	12～	
三戸丁	—	—	4	—	4
生姜丁	1	—	—	—	1
八幡丁	1	5	1	3	10
十三日町	—	2	—	—	2
馬町	—	3	—	—	3
穀丁	—	1	—	—	1
鉈屋丁	—	1	—	1	2
仙北町	—	2	1	2	5
津志田町	1	3	1	5	10
合計	3	17	7	11	38

「新津志田町絵図面(安政4年2月)」、「新津志田町絵図面(嘉永4年,推定)」、「新津志田町絵図面(万延元年)」(盛岡中央公民館所蔵)により作成。

奥行15間(29.55m)で統一されている。間口については表2にまとめた。これによると6～8間(約12～16m)が多い。また、広い間口を占め有力者であったと考えられるのは、八幡丁、鉈屋丁の他、仙北丁、津志田町の出身者などである。最も広い間口では、長助の31間(61.07m)、市之助の27間(53.19m)などがあげられるが、いずれも津志田町出身であり、ここは遊廓とは別であったと思われる。広い間口の遊廓としては、北外れの仙北丁出身である与平治の16間半(32.51m)、同じく仙北丁出身である文治の16間(31.52m)などがあげられる。平均間口は9～10間(約18～20m)、町全体の長さは南北に約190間(約375m)で、南隣の津志田町よりは若干長い町並みである。また町の両端には柵門があった³⁹⁾。

次に、新津志田町に移ってきた人たちの出身町を、移転希望の出願時期と合わせてみてゆく。

まず注目されるのが、盛岡城下の花街であった八幡丁出身者である。津志田町出身を除く28軒のうち、10軒が八幡丁の出身者で、町の中央部に集中している。そのうち6軒が最初の移転出願に名を連ねている。他には三戸丁出身者が、すぐ北側に4軒集中し、

すべて2回目の移転出願に名を連ねている。また仙北丁出身者は、出願時期が不統一であるが、最も北端に5軒が集中していた。そして先述の通り、津志田町出身者は、最後に出願が集中し、しかも10軒すべてが津志田町に近い場所を占めている。

仙北丁は奥州街道を北上して城下に入る手前の北上川岸にある町で、年に数回は川止めがあったため、旅籠屋が多かった⁴⁰⁾。また同丁は、新津志田町から最も近い町人地であり、新津志田町の中で同丁出身者が一番北側を占めているのもこれと関連があろう。すなわち新津志田町には、中央部に八幡丁出身者、北部に仙北丁出身者、南部は町並みが連なるように津志田町出身者がそれぞれ集中していたことがわかる。このうち八幡丁・仙北丁は城下の南東部に位置し、遊女屋が集中していたところであった。

その他、新津志田遊廓設立に関する事項としては次のことがあげられる。設立以前の状況は図3に示したが、当時の奥州街道沿いは立派な松の並木道であったらしく、それを切り倒し、田畑を埋めて遊廓がつくられた。そのため、嘉永5(1852)年3月にこの地を通った吉田松蔭は、『東北遊日記』の中でこの事実を嘆き、南部藩の政治を批判している⁴¹⁾。

新津志田町の各遊廓の名前は、南西端から順に鶴屋、亀屋、玉屋、丁字屋、福田屋、西村屋、扇屋、三浦屋、木村屋と並び、南東端からは順に布袋屋、恵比寿屋、東屋、山口屋、生田屋、常磐屋、松葉屋、浜屋、深川屋、富屋、美濃屋、大和屋、嶋屋、若松屋と並んでいた⁴²⁾。すなわち、西側9軒、東側14軒の遊廓が立ち並んでいたわけで、この事実から、津志田町出身者が占めている地所から北側が遊廓であったと考えられる。図4では28軒の遊廓がみられるが、上記の合計は23軒であって、5軒の違いがある。これは遊廓以外の商売を営んでいた店と考えられる。

新津志田町が正式に御町並支配になった時期は、嘉永4(1851)年12月10日付の藩の「御触書」に示されている⁴³⁾。

一、津志田町手前、(筆者注：新)津志田町と被仰出二十九丁に被成旨御沙汰ニ御座候間、御老丁限本家借家迄不洩様御達可被成候以上

十二月十日 検断宗八

すなわち、この時期に遊廓としての町並みがほぼ完成したと考えられ、御高吟味書上が行われた4月から約半年は準備期間とみることができる。しかし、この後、藩は遊廓撤去の勧告を再三下していたという記述もある⁴⁴⁾。

再びこの地に遊廓がつくられた要因としては、藩の財政窮乏に乗じた豪商・業者などの工作があげられている⁴⁵⁾。いずれにしても第二次の津志田遊廓は、前回と同様、かなり賑わったようである。

V. 新津志田町の衰退過程

嘉永4(1851)年12月には再び御町並支配になり、活況を呈したかにみえた新津志田町であったが、約3年後の安政元(1854)年12月4日付で、次のような触れが出されている。

津志田丁差支え義有之、遊女屋御制禁被成御代官支配被仰付、遊女屋・貨座敷早々取こぼし被仰付(四戸武虎「国統大年譜」)⁴⁶⁾

この事実は、他の史料からも確認できる⁴⁷⁾。どんな「差支え」があったのかは判然としないが、遊女屋は禁止され、御町並支配からも外され、再び御代官支配へと戻されたのである。第一次と同様、今回も廃止勧告が出されながらなかなか立ち退かなかったらしい。廃止勧告が出されてから2年以上を経た安政4(1857)年2月に、次のような史料が残されている。

乍恐御答奉申上候事

(前略)然ル処、去ル寅十二月(筆者注：安政元年)御差支ニ付、茶屋渡世御差留之御沙汰被下置奉表、其後荒物楊子酒等商売仕居候得共、此節甚不捌ニ而弥増因窮被成、行立之目当も無之追々立家売払盛岡表江引越候者も間々有之明

屋敷相成候処、此度建家并明屋敷共ニ吟味之上、可申上旨御沙汰ニ付、別紙絵図面ヲ以、此段乍恐奉申上候 以上。

安政四年二月 津志田町老名

時藏 ㊦

検断

与三郎 ㊦

細絨富藏様

坂本金兵衛様

前書之通申出候ニ付、遂吟味候処、相違無御座候旨、絵図面相添差上申候 以上

二月 坂本金兵衛 ㊦

細絨富藏 ㊦

御勘定所⁴⁸⁾

この時期には、遊廓以外の荒物、楊子、酒などの商売がまだ残っているものかなり苦しい状況にあり、遊廓がすでに落ちぶれてる。建家を売払って盛岡城下へ引越す者が相次ぎ、空屋敷が相当増えているので、建家と空屋敷の状況を吟味し、報告するよう御沙汰が出されたので、絵図面を提出するという内容である。

そこで、この時に差出された絵図面⁴⁹⁾により、当時の新津志田町について復原したのが図5である。この絵図面では、空地となったところに彩色を施し、建家と区別している。これから、津志田町出身者が占める町並みの南部は大半が建家として残っているのに対し、北部には空地が多いことがわかる。先に示した図4における地主名と比較すると、かなり空地の地主名が変わっている。これらは、元の地主から売払われた地所である。このように空地が多くなっている中で、八幡丁出身者は、10名中5名がまだ建家として残っている。しかし、遊廓として機能していたかは不明である。

この絵図では、また一筆ごとに空地となった時期が示されている。それによると、廃止勧告が出された安政元(1854)年には2軒、翌2(1855)年中に

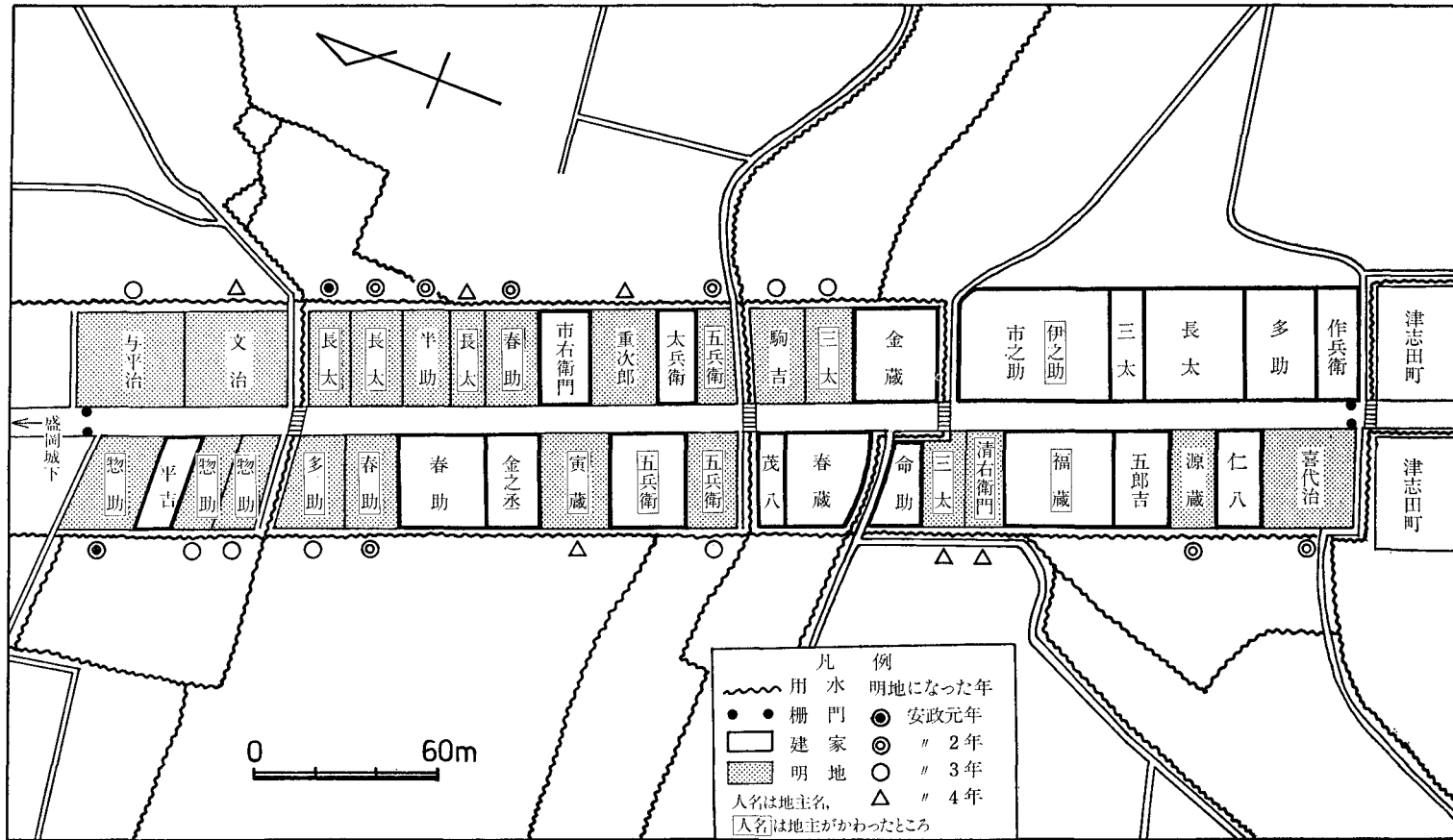


図5 取り壊し勧告後の新津志田町 I (安政4 (1857) 年2月)
 「新津志田町絵図面 (安政4年2月)」 (盛岡中央公民館所蔵) により作図。

は7軒、3（1856）年中には同じく7軒、4（1857）年中の2月までにすでに6軒がそれぞれ空地となっている。安政元年の2軒はそれぞれ3月と10月に空地となっており、廃止勧告が出された12月以前であることから、すでにその頃から衰退の徴候があったと考えられる。こうして、新津志田町もわずか2～3年の間に空地が広がっていった。

こうした中で、同じ安政4（1857）年5月には次のような願いが出されている。

乍恐奉願上候事

（前略）然処、永々明地ニ仕候而者、御時節柄恐入奉存候差支之御儀も不被為有候ハバ、御見分之上、右明地之分畑形被立被仰付被下置度奉願上候。尤屋敷地之儀ニ御座候得者、早俄取熟地ニ置兼可申与奉存候得共、□之相働被立申度奉存候間、御慈悲之御憐愍願之通、被仰付被下置候ハバ、永仕付相続可仕重而可難有仕合ニ奉存候。乍恐此段奉願上候以上。

安政四年五月 津志田町明地面持主

御百姓共

同老名

時兵衛 ㊦

同検断

与三郎 ㊦

細絨富蔵様

坂本金兵衛様（以下略）⁵⁰⁾

この史料の主旨は、空地が拡大してきたので、そこに新しく畑を開きたいという、空地の持主である百姓共の申立てである。

それから3年後の万延元（1860）年5月には、次のような史料が残されている。

（前略）建家取毀明屋敷地之分畑形被立仕度旨、同四年持主共願出評議之議御達ニ付、本地主迷惑者、町地御取立之多免其処御取上ニ被成候処、追々家数相減候ニ付、田畑ニ被仰付候程之儀ニ御座候ハバ、本地主江御戻巴前之通御高役被仰

付度存候得者、最初御取上之御趣意江相当可仕哉之旨申上候処、猶追々家数減少之上、御取計之旨、同年五月御達ニ而其後差置申候。然所追年取毀当時、建家分五ヶ□通茂可有之儀、尤右之内、已前ノ之百姓家並ニ仮家同様之家造ニ而、町家造者二三軒なら可無之当時ノ町地等茂相見得不申、且嘉永四年前者御高ノ目之事故、町地御止メ被成本地主共江御戻、当申年（万延元年）ノ戊辰（文久2年）迄三ヶ年中ニ不残仕付方被仰付めはて有御座候。尤建家急之引取迷惑ニ而者、取毀迄本地主江相對を以住居被仰付追而被揃御改之節迄、勝手之多免取毀不申住居仕候地面者、隣地同様御高付可被仰付儀、此段相続之趣申上候。

五月（万延元年） 御郡方⁵¹⁾

この文書によって、家が減少し、田畑をひらくにあたって、以前の高役を本地主へ御戻し仰付けられた意向があったこと、町地であったものを本地主へ戻すのに万延元（1860）年から文久2（1862）年までの3年間中に行うこと、などがわかる。

そして同年12月には、再度建家・空地の状況を吟味し、報告するよう御沙汰が出され⁵²⁾、同時に提出されたと思われる絵図面⁵³⁾も残されている。これをもとに、前の図5と同様復原したのが図6である。図5でみた通り、すでに多くの地所が空地になっていたので、大きな変化はみられないが、新たに4軒が空地となり、その結果、町の北半分はすべて空地と化している。新たな4軒は安政4（1857）年中に空地になっており、前回の絵図が差出された直後であることがわかる。結局、同年中に計10軒が空地となった。それ以降、新たに空地になった宅地はなく、遊廓廃止の勧告が出されてから約3年後に、取壊しがほぼ完了したことがわかる。

津志田町出身者で占められている地所には変化なく、町の中央部に集中していた八幡丁出身者の地所も1軒減ったのみで4軒は存在し、他の2軒とも

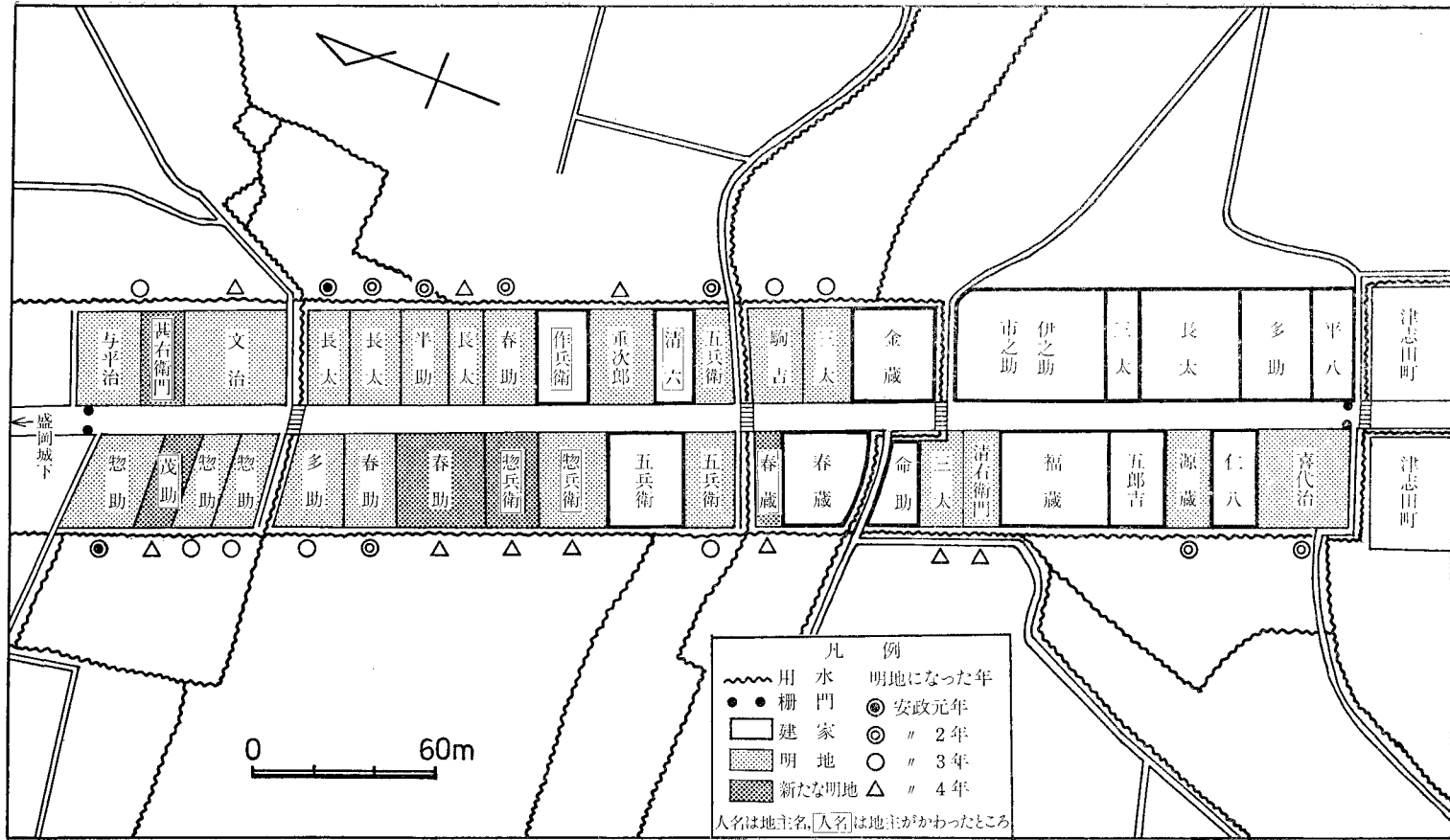


図6 取り壊し勧告後の新津志田町 II (万延元(1860)年12月)
 「新津志田町絵図面(万延元年12月)」(盛岡中央公民館所蔵)により作図。

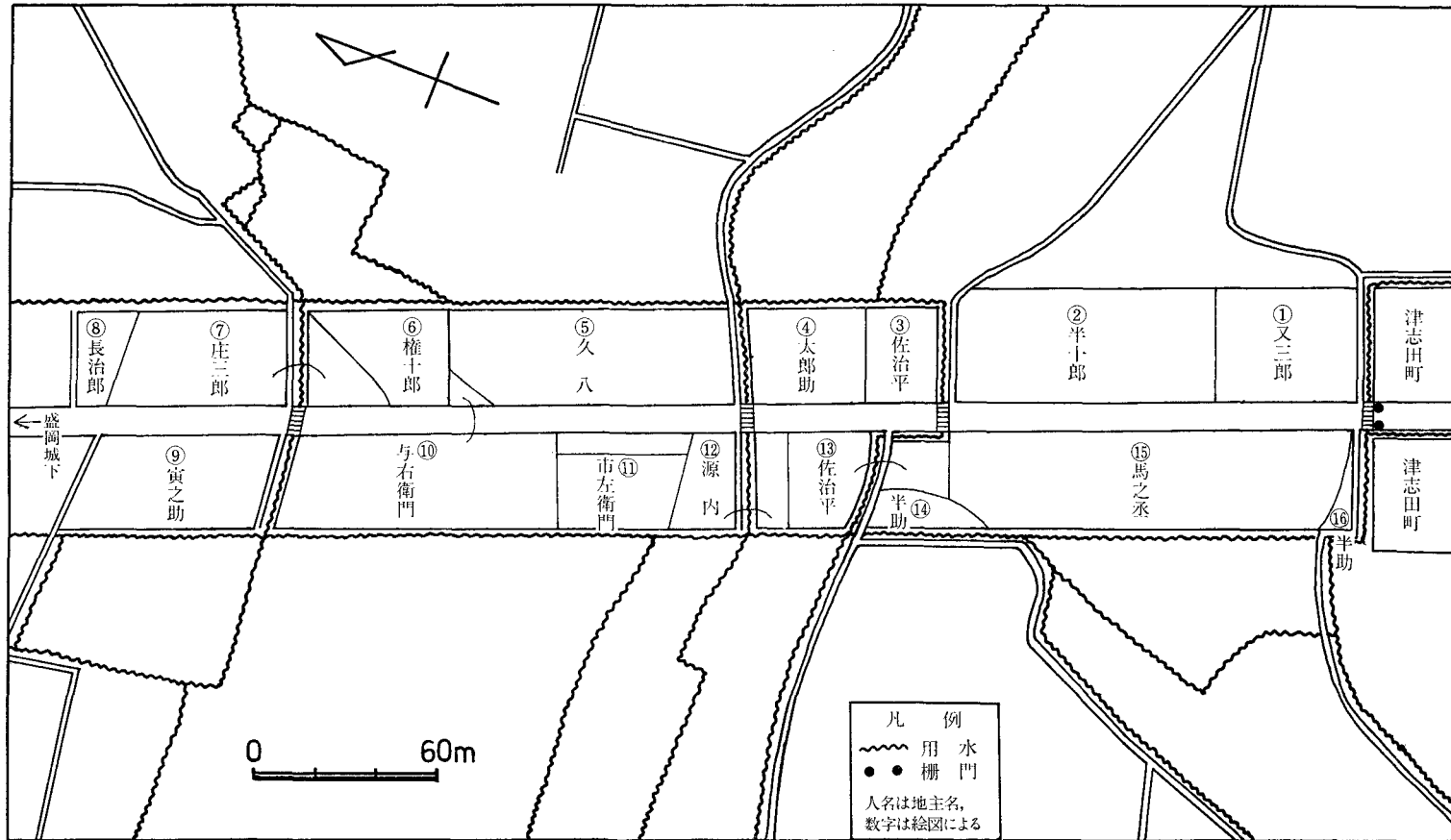


図7 新津志田町取払後の状況（文久元（1861）年）

「三本柳村・津志田町迄絵図面書上（万延2年2月）」（盛岡中央公民館所蔵）により作図。

に合計6軒が残っている。しかし、地主が町並み設立当初と同じところは半分の3軒しかなく、また、この6軒が何の商売を営んでいたのかは不明である。おそらくは遊女屋以外の商売をしていたと思われる。他には、北東端の与平治所持の空地は半分近くが分地され、他人へ売渡されている点が注目される。

翌年の万延2(1861)年2月15日には、前年5月の史料⁵⁴⁾と同内容を盛り込んだ伺書が出され⁵⁵⁾、同年の6月(文久元年)には、御村地面に戻され、元の地主へ戻されたための請書⁵⁶⁾が津志田村、三本柳村から出されている。また、元の地主へ土地を戻すために、元の土地割を示したと思われる絵図面⁵⁷⁾が提出されている。

この絵図面をもとに、町屋が取り払われて新たに田畑が割付けられた状況を復原したのが図7である。これをみると、町割がされた後のため、枝道や用水路はそのままの状態である。新津志田町が設立される前の状況を示した図3と比較すると、地主はすべて以前と同一人物である。大きな相違点は、道路や用水路が変化したため、㊦の庄三郎、㊧の源内などは田畑が分断されてしまった点であるが、その他は以前とほとんど変化がみられない。

こうして、廃止勧告が出されてから7年目にして、新津志田町はようやく元の農村風景に戻った。

VI. 結 語

本論文では、近世盛岡における津志田遊廓と新津志田遊廓の成立から廃止までの過程を追い、それらの立地と成立・廃止の要因に関する考察を加えた。この結果は、以下のとおりである。

1) 津志田遊廓は、文化7(1810)年から文政8(1825年)、嘉永3(1850)年から安政4(1857)年の2回にわたり、盛岡城下から移された。第一次の遊廓は元来、津軽町と呼ばれていたところにつくられ、その形態は奥州街道の両側に奥行を統一してつくられた計画的な町割であった。

2) 第二次の遊廓は津志田町の北側城下寄りの奥州街道両側に、田畑をつぶしてつくられた。計画的に町割するため、従来の枝道や用水路は大幅に変更された。移転希望は4回にわたって出され、初回到八幡丁出身者、4回目に津志田町出身者が集中した。町割は、中央部に八幡丁出身者、北部に仙北丁出身者、南部に津志田町出身者が集中し、地所は全部で38筆に及んだ。

3) 新津志田町は、廃止勧告が出された安政元(1854)年から同4(1857)年までの約3年間に取壊しが進み、空地化した。最終的には津志田町出身者の大部分と八幡丁出身者の半数弱が最後まで残り、町の北部は完全に空地となった。安政4(1857)年には、元の地主たちから田畑を戻すよう願書が出され、文久元(1861)年には許可された。結局、地所は枝道、用水路が変更されたまま、元の地主に戻された。

4) 津志田遊廓が幕末に2度にわたってそれぞれ短期間設立された要因については、従来、遊廓の風紀上の問題、経済的効果、軍役負担との関連などがあげられてきた。しかし、江戸城下における吉原と深川との関連からみても、盛岡城下町内部における非公認の遊廓が存在したと考えられ、このために津志田町と新津志田町の遊廓が短期間で衰退したものと思われる。

(都立町田高校)

〔注〕

- 1) 『世界大百科事典(1981年版)第30巻』平凡社、550～551頁
- 2) 石井良助『吉原』中央公論社、1967、193頁
- 3) 堺市役所編『堺市史 第3巻』1930、695頁および696頁
- 4) たとえば『色道大鏡』などがある。
- 5) 松本俊吉「三輪の茶屋と旅籠」奈良文化論叢、坂井先生定年退官記念会、1967、371～376頁
丸山雅成「近世旅宿の成立過程に関する一試論—旅籠屋・茶屋を中心に—」駒沢大学文学部研究

- 紀要, 31, 1973, 48~60頁
 三浦俊明「東海道筋における茶屋町の発展—相州高座郡南湖茶屋町の事例を中心として」関西学院史学, 20, 1981, 43~68頁
- 6) 吉田義昭・及川和哉編『盛岡四百年 上巻』郷土文化研究会, 1983, 142~263頁
- 7) 年次不詳であるが, 明治期のものとされている。
- 8) 藤沢巳好(1977, 36頁)には, 津志田新町と記されているが「津志田遊廓文書」の文書中には新津志田町と明記されているため, こちらを使用する。
 藤沢巳好『津志田・津軽町聞き書』地方公論社, 1977, 39頁
- 9) 森嘉兵衛『岩手県の歴史』山川出版社, 1972, 106頁
- 10) 盛岡市史編纂委員会『盛岡市史 近世期上』1958, 29頁
- 11) 前掲6), 148頁
- 12) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 3 岩手県』角川書店, 1985, 625頁
- 13) 藤沢康太郎(1973, 133頁)および藤沢巳好(1977, 前掲8)25頁)によれば, 油町, 京町(本町), 寺町(花屋町), 大工町など城下の北部地区にも隠れ遊女屋が営業していた。
 藤沢康太郎「津軽町遊里考—都南村の遊里跡を訪ねる—」地方公論, 48-4, 1978, 131~143頁
- 14) 藩自らが, 八幡丁を遊里として振興させたとする見解もある。前掲6)260頁。
- 15) 前掲8), 3~19頁
- 16) 『増補行程記』では寛文5(1665)年, 『管轄地誌』および『都南村誌』では文化5(1808)年, 『紫波郡誌』には文化6(1809)年とされている。前掲2)2)
- 17) 前掲8), 27頁
- 18) 前掲13), 134頁
- 19) 「向中野通津志田町絵図」(盛岡中央公民館所蔵)。これには, 「一間六尺五寸」(約1.97m)とみえ, この寸法を基準として分析した。
- 20) 前掲8), 19~23頁
- 21) 代官の任命で, 町におかれた自治警察権をもった町内の有力者。前掲6)236頁および前掲8)35頁。
- 22) 胆入(名主・庄屋と同じ)の補佐役。前掲8)35頁。
- 23) 石井良助編『藩法集 9 盛岡藩下』創文社, 1971, 62~73頁。
- 24) 前掲23), 73頁
- 25) 前掲8), 34頁
- 26) 前掲8), 34頁
- 27) 『岩手百科事典』1978, 747~748頁
- 28) 前掲8), 35頁
- 29) 「津志田町覚書写(嘉永3年11月18日)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 30) 「御勘定奉行伺書(嘉永3年12月17日)」, 「御勘定奉行伺書(嘉永3年12月24日)」, 「八幡丁・仙北丁道筋覚(嘉永3年12月)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 31) 「御勘定奉行伺書(嘉永4年正月29日)」, 「十三日町・八幡丁・鉈屋丁・仙北丁道筋覚(嘉永4年正月)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 32) ①「覚勘定奉行伺書(嘉永4年2月26日)」, ②「鉈屋丁・仙北丁・生姜丁・八幡丁・津志田町道筋覚(嘉永4年2月)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 33) 前掲32), 史料①による。
- 34) 「三本柳村・津志田町迄絵図面書上(嘉永4年4月)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 35) 「津志田町街道筋吟味書上帳(嘉永4年4月)」(盛岡中央公民館所蔵)によれば, 田方が残っていたために理右衛門と違えて記載した旨が書かれている。
- 36) 寸法は, 絵図面にも記載されている。
- 37) 「新津志田町絵図面(嘉永4年と推定)」(盛岡中央公民館所蔵)。1軒ごとに間口・地主名・出身地の町名が書かれた紙片が付され, 町割を決定した時点のものとして推定される。ただし, 位置関係や順序はかなり不正確である。
- 38) ①「新津志田町絵図面(安政4年2月)」, ②「新津志田町絵図面(万延元年12月)」(盛岡中央公民館所蔵)
- 39) 前掲38)の相方の絵図面に描かれている。
- 40) 前掲6), 156~157頁
- 41) 前掲8), 36~37頁
- 42) 前掲8), 37頁
- 43) 前掲6), 262頁
- 44) 前掲12), 511頁
- 45) 前掲27)
- 46) 前掲6), 262頁
- 47) 「御勘定奉行中へ達書(安政2年2月18日)」,

- 「御目付改写（安政2年2月）」（盛岡中央公民館所蔵）
- 48) 「津志田町検断与三郎外御答申上書（安政4年2月）」（盛岡中央公民館所蔵）
- 49) 前掲38), 史料①
- 50) 「津志田町検断与三郎外願上申事（安政4年5月）」（盛岡中央公民館所蔵）
- 51) 「御郡方伺書（万延元年5月）」（盛岡中央公民館所蔵）
- 52) 「津志田町検断与三郎御答申上事（万延元年12月）」（盛岡中央公民館所蔵）。内容は、前掲48)とほぼ同様である。
- 53) 前掲38), 史料②
- 54) 前掲51)
- 55) 「御勘定奉行伺書（万延2年2月15日）」（盛岡中央公民館所蔵）

- 56) 「津志田町・三本柳村肝入請書（文久元年6月）」（盛岡中央公民館所蔵）
- 57) 「三本柳村・津志田町迄絵図面書上（万延2年月）」（盛岡中央公民館所蔵）。この時期に作成されたと考えられるのは、道路や用水路が町割当初の形態になっており、かつての道路や用水路が点線で示されている点などによる。

〔付記〕

盛岡における現地調査に際し、いろいろと御教示を頂いた盛岡市社会教育課長補佐の吉田義昭氏、都南村教育委員会社会教育課長の藤澤勝男氏、同じく技師の佐藤和男氏、都南村議会議員の小笠原勝郎氏、そして「津志田遊廓文書」を紹介して下さい、心よく閲覧させて頂いた盛岡市中央公民館学芸員の小原茂氏に、心から御礼申し上げます。